

民生教育常任委員会会議録

- 1 日 時 平成31年3月4日(月)
午前9時57分～午前10時24分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 小野寺美穂 副委員長 大友康信
委員 大久保主計 委員 荒川 洋平
委員 郷内良治 委員 菊地 忍
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 健康福祉部長 小林 喜 幸
出席をした 健康福祉部次長兼 早 坂 浩 輝
者の職氏名 社会福祉課長
介護長寿課長 小久保 眞由美
保険年金課長 宇 田 孝 康
健康福祉部企画員兼 安 部 卓
社会福祉課長補佐
保険年金課長補佐 松 浦 良 勝
介護長寿課長補佐兼
介護調整係長 中 山 聖 子
社会福祉課主幹兼
庶務係長 大 元 純 子
保険年金課主幹兼
国民健康保険係長 佐々木 裕 美
- 6 事務局職員 事務局 長 小野寺 俊
主幹兼議事調査係長 川 上 真理子
庶務係 長 佐 藤 恵 子

7 付議事件

- (1) 議案第12号 名取市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第13号 名取市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第14号 名取市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第15号 名取市介護保険条例の一部を改正する条例

午前9時57分 開会

○委員長（小野寺美穂） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから民生教育常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、健康福祉部長、及び担当課長等の出席を求めておりますので、報告いたします。

以上で報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

議案第12号 名取市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 今回の改正は、宮城県の条例で定めている基準に全く合致させたという考えなのでしょうか、それとも独自であるけれども県の方針に寄せたという考えなのでしょうか。確認させてください。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（宇田孝康） 宮城県の条例等には規定がありませんので、あくまで宮城県の国民健康保険の運営方針に合わせて、市の条例を改正するということであります。

○委員長（小野寺美穂） 大友康信委員。

○委員（大友康信） 県内他市町村も最終的に統一させるという考え方で進んでいくことになるのでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（宇田孝康） 宮城県の国民健康保険の運営方針では、県内で国民健康保険の保険料率の水準を最終的には統一するという方向で決まっています。具体的にいつまでに統一するかというのは今後の検討ということになりますが、県内足並みそろえていくということになります。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第12号 名取市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 名取市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。荒川洋平委員。

○委員（荒川洋平） 利率の部分でお伺いしたいと思いますが、利率は市町村独自で設定ができるという幅を持たせた国の改正ですが、3パーセントから1.5パーセントに変えると。1.5パーセントというには名取市独自の考え方であればその考え方を、他市町村の状況を参考したのであれば、どのように参考にされたのか他市町村の状況も踏まえてお知らせください。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、社会福祉課長。

○社会福祉課長（早坂浩輝） 東日本大震災の特例措置があり、従前の貸付金利年3パーセントが1.5パーセントに引き下げられております。これがこれからの災害においての一つ目安になるであろうという判断をもって、本市としては1.5パーセントという利率の設定をしました。近隣自治体についても、おおむねこの1.5パーセントという数字を目安に、条例改正を望むような情報を得ているところです。

○委員長（小野寺美穂） 荒川洋平委員。

○委員（荒川洋平） 他の市町村を調べてみると、市長が別に定める場合は無

利子にするとといった特例規定の事例もありました。今回はそういった特例規定は検討しなかったのでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、社会福祉課長。

○社会福祉課長（早坂浩輝） まずは、利息を付加するという事は保証人の関係を考慮しております。保証人を確保できた方は無利息にするという、東日本大震災の特例を設けております。保証人がない場合には1.5パーセントの利息を付加させていただくという考え方であります。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 確認ですが、保証人を立てれば無利子というのは、保証人を立てていただけるように促すというのが、今回の改正の目的となっているのでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、社会福祉課長。

○社会福祉課長（早坂浩輝） 保証人の設定については、あくまで貸し付けであるということによるものです。東日本大震災に関する貸し付けについては、保証人を立てて無利息で償還いただいている方のほうが、償還率が高いというのも現状となっております。そういった現状も踏まえ、可能な限り保証人を立てていただき利息負担がないように、借り受けをする方にそれぞれ配慮をお願いしているところです。

○委員長（小野寺美穂） 大友康信委員。

○委員（大友康信） どうしても保証人を立てられない方に、保証人の紹介とか、後見人のような方を紹介するような相談システムはあるのでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、社会福祉課長。

○社会福祉課長（早坂浩輝） 東日本大震災以前の貸し付けに関しては保証人という貸付条件が必ずありました。借りる方との信頼関係という部分もありますので、そのようなシステムは現在ありません。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 第15条第1項で伺います。今回新たに償還方法の一つとして月賦償還が追加されましたが、毎月の償還となると、逆に大変になる方もいるかもしれません。このような方について償還がおくれた場合の違約金の考え方について伺います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、社会福祉課長。

○社会福祉課長（早坂浩輝） 違約金については今回の改正で年10.75パーセントから5パーセント台まで下がっております。支払期日の翌日から支払い当日までの日数により計算することとなっております。

○委員長（小野寺美穂） 菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 事務としては大変になるかもしれませんが、違約金そのものは本市条例には規定があるのでしょうか。参考までに調べた仙台市の場合には、違約金について第15条に規定しているといった事例がありました。今回の見直しにあたって違約金について本市条例に規定していない考え方を教えてください。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、社会福祉課長。

○社会福祉課長（早坂浩輝） 違約金の規定は当市の場合には施行規則にあります。ただ数字を明記しなかった考え方は、そもそも政令に今回改正となりました5パーセントという違約金に関する規定があるため、当市としては数字の明記はしていないところです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第13号 名取市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 名取市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題と

いたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第14号 名取市国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 名取市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 任期が2年から3年に延長されることは、これは委員にとって負担になる方もいるのかと思いますが、この件について現在の委員から意見を聞いたのか、確認させてください。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（小久保眞由美） 今回は事務負担の軽減を図るために、上位法が改正されたわけですが、確かに3年に延長されることは委員にとって負担になるのではないかということはもちろん考えました。そこで、ここに至るまで、委員の皆様アンケート調査を行うなど、意見の集約を行ってきました。その中では負担になるといったご意見、延長となっても大丈夫であるといった御意見もありました。また推薦をお願いしている医師会や歯科医師会などからも御意見をいただき理解を得られたということで、3年への延長の改正をお願いしたところです。

○委員長（小野寺美穂） 菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 任期について2年もしくは3年といった任期の選択制について検討しなかったのでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（小久保眞由美） 選択制については考えてはいないところです。これまでも、委員によっては仕事の関係上、家庭の都合上、1年で退任される方もおりました。その場合は、後任の方を推薦していただくこととしております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第15号 名取市介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第12号から議案第15号までに対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については委員長に一任することに決しました。

以上で付託議案の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時24分 再開

○委員長（小野寺美穂） 再開いたします。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時24分 散会

平成31年3月4日

民生教育常任委員会

委員長 小野寺 美 穂